

建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（案）に関する
意見・情報の募集の結果について

令和3年10月1日
林 野 庁

(1) 概要

「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（案）」について、以下のとおり意見・情報の募集を行った。

- ① 意見・情報募集期間：令和3年8月27日から令和3年9月17日まで
- ② 告知方法：e-Gov への掲載により実施
- ③ 意見・情報提出方法：インターネット、郵送のいずれか

(2) 提出いただいた御意見の件数・内訳

御意見とそれに対する考え方の詳細は別紙に整理。

提出者数 12人

意見総数 19件

・意見に対する処理結果の内訳

処理結果の区分	内訳
1. 趣旨を取り入れているもの	2件
2. 趣旨の一部を取り入れているもの	6件
3. 修正するもの	2件
4. その他、今後の検討課題等	9件
合計	19件

・意見の該当箇所ごとの内訳

全般	3件
まえがき	0件
第1 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向	7件
第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項	6件
第3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標	0件
第4 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項	0件
第5 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項	1件
第6 その他建築物における木材の利用の促進に関する重要事項	2件
合計	19件

※意見の数は重複を排除した値。

建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
全般	基本方針の随所に「建築用木材」「木材」「木材製造業者」との記載がありますが、木材関連事業者、建築関連事業者の中には、未だ木材=無垢材、集成材等=貼り物といった区分けをしている方もいます。末尾の(注)に、「木材」とは、製材、集成材、CLT、LVL、合板、単板、パーティクルボード、繊維板、保存処理木材、不燃処理木材等の木質材をいう。を追加してください。	「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(以下、法という。)第2条第3項において「木材の利用」とは、建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部その他の建築物の部分の建築材料、工作物の資材、製品の原材料及びエネルギー源として国内で生産された木材その他の木材を使用することをいう。」とされており、基本方針における木材等も上記ののっついています。
全般	「カーボンニュートラル」云々は関係なく、国産木材の利用促進には大賛成です。地元の木材を活用することは、あらゆる面でいいことだらけだから。	国産材の利用は、「カーボンニュートラル」に貢献するだけでなく、林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化にも資するものであるため、促進することとしています。
全般	建築物における木材の利用の促進に関する基本方針案について、規制やプログラムの運用実施において、外国産木材製品等が国産のものと同様に扱われるように留意願います。北米では強度の優れる樹種で製造されるイノベティブな木材製品及び建築技術により多くのマスティンパー建築物が建設されています。木材の産地を問わず、それぞれの樹種の特徴を生かすことで、日本国内の木材利用ならびに木造建築の拡大を推進して頂きたい。	事業の実施に当たっては、WTO協定に基づき、内外無差別原則に則り、引き続き対応していくことになりありません。
第1 1 建築物における木材の利用の促進の意義	2ページの6行目「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の法律番号の記載が漏れています。	前出の、改正後の「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」と法律番号が同一であることから、法律番号は記載しないこととしております。
第1 2 (1)木材の利用の促進に向けた各主体の取組	3頁目に都道府県と市町村相互の連携といった表現がみられるが、近年は山間地に放置された林地残材が豪雨で流出し、下流域一帯に浸水被害をもたらしていることが報道されている。とすれば、都道府県を超える広域的な範囲内でそれら林地残材を回収し、それを原料の一部に配合した木質製品も該地域の公共、民間建築物への活用を促すべき。建設廃材のほか工場残材、林地残材を再資源化、グリーン購入法の特定調達品目に指定されている木質繊維板も地味ではあるが「木材」利用の好例になると思う。今年新規格が公表されたSGECロゴマーク表示基準では従来のリサイクル材85%上限が99.9%まで拡大された。リサイクル材は認証木材として扱われており、伐採されて時間を経過した「木材」にも利用促進の恩恵が与えられることは国際的な考え方にも整合している。	法第2条第3項において「木材の利用」とは、建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部その他の建築物の部分の建築材料、工作物の資材、製品の原材料及びエネルギー源として国内で生産された木材その他の木材を使用することをいう。」とされており、基本方針において利用を促進する木材等も上記ののっついています。
第1 2 (1)木材の利用の促進に向けた各主体の取組	3ページ 地方公共団体による取組 下から4行目、都道府県が木材の調達についてその区域内の情報や・・・とあるが、例えば記載されているCLTを始め集成材や合板その他、木質材料の生産工場が区域内に無いことが多く、情報が入手不十分となる恐れがある。また、協定制度等、算出区域と利用区域が異なる場合、区域内 が制約となる恐れがある。 都道府県が木材の調達について広域的なサプライチェーンを通じての情報や・・・に変更すべきである。	都道府県は、木材調達に係るその区域内の情報を有していると考えられるため、その区域内の情報を提供することとしています。国としては、都道府県とも連携し、情報提供等を行ってまいります。
第1 2 (1)木材の利用の促進に向けた各主体の取組	法律を改正して、脱炭素社会の実現に資することを大きな目的の一つに設定されたものと思いますが、同じく脱炭素社会の実現を目指す取り組みに関する地球温暖化対策計画などの色々な計画との関係が、基本方針に書かれていないように思います。ぜひ書いた方がいいと思います。	御意見を踏まえ、下記項目の10～11行目を修正します。 第1 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向 2 建築物における木材の利用の促進の基本的方向 (1)木材の利用の促進に向けた各主体の取組 ① 国による取組 【修正箇所(下線部分追加)】 また、国は、所管する施策に関連する施設の建築物について、当該施設の特長や地球温暖化対策計画をはじめとする各種政府計画等を踏まえながら、木材の利用の促進を図るものとする。
第1 2 (1)木材の利用の促進に向けた各主体の取組	■木材の利用に対するインセンティブ 第1、2項、(1)、国による取組として、木造建築物の公租公課(不動産取得税、固都税)を減免することで木材利用の推進を図っては如何か。また、建築基準法における容積率の緩和により木材利用の推進を図っては如何か。	建築物の公租公課の減免及び建築基準法における容積率の緩和に関する御意見につきまして、今後の検討の参考とさせていただきます。
第1 2 (3)木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立	5ページ5行目 ・・・環境物品等に該当するものを選択するとあるが、具体的でない。 製材、集成材その他木質材は本法第6条の「環境物品等の調達の基本方針」に具体的に規定されているので、 第2条第1項および第6条第2項の一に規定する環境物品等および「特定調達品目」に該当するものを選択するように努める・・・と記載すべきである。	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律において、「特定調達品目」とは、「国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき「環境物品等」の種類」とされており、「環境物品等」に含まれています。

建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
第1 2 (3)木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立	<p>■森林法の森林経営計画の柔軟な運営 第1、2項、(3)、に森林法に基づく森林計画等に従った伐採とあるが、林業経営において税制や融資の優遇措置、補助金を受けるために「森林経営計画」等を国、自治体に提出することが多いようであるが、これが縛りになって、特定の林業家から原木が提供できずと断られた事例があった。</p>	<p>森林経営計画は、一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的とするものです。森林経営計画を認定する際の要件として、伐採量の上限を設けておりますが、森林資源の保続を図り、森林の公益的機能を持続的に発揮する上で、必要な要件と考えております。</p>
第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項	<p>■技術開発及び開発技術の適用建物、採用技術へのインセンティブの付加によるスピーディーな水平展開の推進 第2及び第3に技術開発に関する記述があるが、技術開発に対する助成の充実とともに、開発された技術が適用された建物に対する減税、第三者が適用した場合の開発者への奨励制度を実施することで先進的な技術の普及・推進を図っては如何か。</p>	<p>第2では、建築物における木材の利用の促進に向けた、木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等について記載しています。 第3では、国が自ら整備する公共建築物において、開発された技術を適宜活用して木材の利用を推進していくことを記載しているものです。</p>
第2 1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等	<p>5ページ 下から4行目 …… ESG投資等において評価されるとあるが林野庁も広くSDGs普及促進をしているところであり、 ……SDGs、ESG投資等において評価されると、追加すべきである。</p>	<p>「ESG投資等において評価される」とは、SDGsの観点からも評価されるものであり、御指摘の趣旨は含まれています。</p>
第2 1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等	<p>■木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等 第2、1項に「また、国及び地方公共団体はその成果の発信等に努めるものとする」について、脱炭素を目的として木材利用を進める利点は、(1)CO2の貯蔵効果、製造エネルギーを小さく抑える、(2)省エネ効果、また、最終的に燃焼させてエネルギーを取り出すことによる、(3)エネルギー代替効果にあります。これらの効果と量的評価が十分に認知されていないため、こうした効果があること、また効果の大きさや、各算出方法をより具体的に広く公表して頂きたい。</p>	<p>第2の1項に記載のとおり、ライフサイクル・アセスメント(LCA)等を活用し、木材の利用の促進が森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼす効果を定量的・客観的に示す手法の開発・普及等に努めることとしています。</p>
第2 4 (2)公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的な方向	<p>7ページ 下から6行目 建築用木材以外についても…木質バイオマス燃料とする…木質バイオマスの安定的な供給の確保とあるが、建築用木材より燃料を優先させる恐れがある。 本法23条に「多段階の利用(まず製品の原材料として利用し、再利用し、及び再生利用し、最終的にエネルギー源として利用することをいう。)とある。 従って、木質バイオマスを燃料とする場合、まず製品の原材料として利用し、再利用し、及び再生利用し、最終的にエネルギー源として暖房器具やボイラの導入し、木質バイオマスの安定的な供給の確保や…とすべきである。</p>	<p>当該箇所は、「公共建築物における木材の利用促進のための施策の具体的な方向」に記載するものであり、公共建築物において、木質バイオマスを燃料とするボイラー等を導入する際は、その燃料の安定的な供給の確保を考慮する必要がある旨記載しております。 なお、木質バイオマスのエネルギー利用に当たっては、御指摘のとおり、多段階の利用を基本とすることとしています。</p>
第2 5 規制の在り方の検討等	<p>9ページの15行目「さらに…利用できるようになった。」: これは平成28年3月の告示改正によるものであることを記載したほうがよいと思います。</p>	<p>御指摘も踏まえ、表現を適正化します。 【修正前】 さらに、準耐火構造の仕様を追加する告示改正を行うことで、CLT等の面材を燃えしろ設計で利用できるようになった。 【修正後】 さらに、平成28年3月には準耐火構造の仕様を追加する告示改正を行うことで、CLT等の面材を燃えしろ設計で利用できるようになった。</p>
第2 5 規制の在り方の検討等	<p>■木造建築物の設計及び施工に関する法令の合理化 第2、5項に規制の在り方の検討等とあるが、建築基準法その他、道路交通法や消防法を含む関係法令を合理化することで木材利用を推進しては如何か。 例1)木材が見える「あらわし」を可能とする防火措置の合理化 「あらわし」を可能とするためには内装制限の緩和が必要であるが、日本文化においてはスプリンクラーと排煙設備の設置が求められる。海外においてはスプリンクラーの設置だけで内装制限が緩和される事例がある。調査研究しては如何か。 例2)建築基準法による予想しない特殊な建築材料・構造方法の大匠認定 建築基準法38条では「予想しない特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物」に対して大臣認定を取得すれば建築物に適用できるとなっているが、「建築物」でなく「構造方法」や「建築材料」の大臣認定取得で一般に使えるようにしては如何か。木造イノベーションの制約条件となっている。 例3)道路法等緩和による木造建築ユニットの道路運搬許可 建築の部分を工場で作製して建設現場で組み立てる構工法を国内で実現するために、道路法等によるトラック等で運搬できる積載物の幅(2.5m)の制限を緩和しては如何か。 例4)都市再生特別措置法での木造建築の実現 市町村が都市再生特別措置法の枠内で木造建築を実現しやすいよう建築基準法を緩和・合理化できるようにしては如何か。</p>	<p>建築基準法については、実験等により安全性を確認した上で更なる合理化に取り組んでまいります。なお、令和元年の政令改正において内装制限規定の合理化を行い、スプリンクラー設備と排煙設備以外の代替措置を追加しています。また、構造方法や建築材料については、基本的に各認定規定により対応を可能としていますので、具体的な御提案等がある場合には個別に御相談ください。 また、道路は、一定の規格の車両が安全・円滑に通行できるよう造られており、この規格を超える車両は、道路構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるため、原則として道路を通行することはできません(道路法第47条第1項、第2項、車両制限令第3条第1項)。 ただし、車両の構造又は車両に積載する貨物を審査し、やむを得ない道路管理者が認める場合に限り、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を付して、車両の通行を許可する「特殊車両通行許可制度」(道路法第47条の2)が設けられており、本制度の範囲内であれば所要の手続を行うことにより、現行制度下でも運搬可能であると考えます。</p>

建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
第5 1 木材の供給に携わる者の責務	<p>■木材の供給に携わる者の責務の追加 第5に「木材の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。」とあるが、「木材の適切かつ安定的、「持続可能」な供給に努めるものとする。」としては如何か。</p>	<p>法第3条に記載のとおり、木材利用促進に当たっては、森林の有する多面的機能を持続的に発揮することとしています。</p>
第6 2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項	<p>13ページから14ページの記載内容の矛盾。</p> <p>「木造の建築物の整備の検討に当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数については木造の建築物のものが非木造の建築物のものに比べ短いことから、木造の建築物は耐久性が低い」 この記載なのに 「と考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。」 なぜこうなのか。</p> <p>これなら「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で木造の耐用年数が短く設定されているのは間違いなのか？</p> <p>木造は耐用年数が短いと適切に管理をすれば耐用年数は長くなるのなら、なぜ木造の耐用年数は短くと設定されているのか。 そしてそれは「木造は耐用年数が短い」のか「木造は耐用年数が長い」のか結局どちらなのか。 「木造は耐用年数が短い」と考えられがちなのは風評被害の結果なのか？</p>	<p>このパラグラフは、実際に整備された木造の建築物について、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置を適切に行えば、長期にわたる利用が可能であるとの認識を記載しているものです。</p>
第6 2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項	<p>■納税者による減価償却耐用年数の選択 第6、2項に減価償却資産の耐用年数の記述があるが、中高層の木造建築物においては、その社会的価値はRC造やS造と同等と考えられる。そこで減価償却資産の耐用年数を納税者が選択できるようにすることで、木造建築物の推進を図っては如何か。</p>	<p>耐用年数に関する御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>